

ラオス人留学生の協力による法整備支援ワークショップ

名古屋大学CALE院生・ポスドク研究協力員
愛知県立大学非常勤講師

瀬戸 裕之¹

はじめに

ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）に対する日本の法整備支援（ラオス法律人材育成強化プロジェクト）が、国際協力機構（以下、JICA）により実施されようとしている。このプロジェクトの準備過程及び実施には、JICAの専門家及び職員の方々を中心に、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、ICD）の教官及び専門官、並びに日本の各大学の先生方がかかわられているが、プロジェクト形成の初期段階においては、ICD、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、CALE）が、ラオスの法制度に関する基礎情報の収集に協力を行ってきた経緯がある。特に、名古屋大学大学院法学研究科は、1999年よりラオス人法律家を留学生として継続的に受け入れてきた実績があり、名古屋大学で学んでいるラオス人留学生たちが、2008年からCALEとICDの共催で行われてきた「ラオス法整備支援プロジェクト・シュミレーションワークショップ」（以下、ラオス法整備支援ワークショップ）に参加して、ラオスの法制度及び法律の運用実態に関する貴重な情報を多く提供し、今回のラオス法整備支援プロジェクトの形成に大きく貢献した。

本稿は、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れの経緯と実績、並びにCALEとICDと共催で行ってきたラオス法整備支援ワークショップの経緯と成果を報告し、日本での留学生の受入れと各国での法整備支援を関連させる可能性について提言することにした²。

1. 名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れ

1-1. 「アジアにおける社会変動と法整備支援」シンポジウム

はじめに、名古屋大学大学院法学研究科におけるラオス人留学生の受入れの経緯について述べることにしたい。名古屋大学大学院法学研究科がラオス人留学生を継続的に受け入れて、修士号及び博士号を取得させるようになったきっかけは、1998年9月24日から29日に名古屋

¹ 名古屋大学CALE院生・ポスドク研究協力員、愛知県立大学非常勤講師。専門：ラオス政治、法。博士（学術）。

² 筆者は、名古屋大学大学院法学研究科及びCALEの活動に関する、コーディネーター兼通訳として参加してきた。そのため、主に活動の中での得た経験に基づいて報告する。

大学で開催された国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」である。

名古屋大学大学院法学研究科は、1990年の創立40周年の機会に、経済界、卒業生らからの支援により「アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（略称：AP基金）」を発足させ、アジア地域の法と政治に関する研究教育交流、共同研究、資料収集等の事業を開始していた。そして、その事業の成果をもとに、「変動する現代アジアの法と政治に関する比較と応用」を法学研究科全体の研究・教育課題の柱として定め、その一環として、アジア諸国における高等教育機関の法学教育を含む法整備に関する協力と支援を課題とした学術的な国際交流に取り組むことを決定した³。

それまで、アジア法整備支援事業は、外務省経済協力局、法務省法務総合研究所、国際協力事業団等の機関が中心となって取り組んできたが、名古屋大学大学院法学研究科は、大学として行う独自性を追求し、「(対象国への支援にとどまらず；筆者)…学術交流と協力を通して日本における法学・政治学教育研究のありかたに反省と改革を迫ることで当方(日本側；筆者)もまた支援を受けるという、双方向的なもの…」を目指すことになった。そして、市場経済の導入に取り組んでいる4か国（カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム）の代表者から各国の法整備、法学教育、法曹養成の現状と課題について伺うとともに、法学研究科による各国の法整備に関する協力及び支援について提案を行うためのシンポジウムを開催した⁴。

シンポジウム最終日のセッションでは、佐々木雄太名古屋大学法学部長（当時）から法学研究科による協力と支援の具体的な方法及び形態について9つの提案が行われたが、その中で、長期的な人材養成に関して協力を行うために、大学院法学研究科に留学生特別コースを開設し、国費外国人留学生として各国から大学院生を受け入れる制度を設置する計画が示された⁵。そして、この提案に基づいて、アジア体制移行諸国（ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン）から継続的に留学生を受け入れることになった。

1-2. 名古屋大学法学研究科による留学生受入れ制度

現在、名古屋大学大学院法学研究科による留学生の受入れは、英語コースと日本語コース

³ 名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. iii.

⁴ 名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. iv, 1, 2.

⁵ シンポジウムにおける佐々木雄太法学部長（当時）による提案は、（1）外務省及びJICAと連携しながら専門家を各国に派遣して講義及びセミナーを開催する、（2）外務省及びJICAと連携をしながら、各国からの研修員の受入れに協力する、（3）日本法及び法理論に関する教材を各国語で編さんする、（4）長期的な人材育成に協力するために、大学院法学研究科に特別コースを開設して、国費外国人留学生として各国から大学院生を受け入れる制度を計画し、並びに財団法人日本国際教育協会が実施する短期留学推進制度による短期留学生を受け入れる、（5）各国の大学との間に学術交流協定を締結する、（6）各国の司法省及び大学との間で、法整備、法学教育、法曹養成に関する法の社会学的な調査研究の共同プロジェクトを行う、（7）法学教育及び法曹養成に関するシンポジウムを開催する、（8）各国の法整備に関する情報を蓄積して、データベースを作成し、インターネットで発信する、（9）法整備支援協力体制のオーガナイザーとして協力する、ことであった。名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. 144, 145.

の2つから構成されているが、ラオス人留学生については英語コースでのみ受入れが行われているため、英語コースを中心に説明することにしたい⁶。

英語コースについては、現在、主に文部科学省による奨学金とJICA関連の奨学金により受入れが行われている。名古屋大学大学院法学研究科は、1998年のシンポジウムでの提案に従って、アジア法整備支援事業に積極的に関与するために、従来の研究者養成コース及び1996年度開設の高度専門人養成コースに加えて、1999年10月に法学研究科修士課程に「留学生特別コース」を開設し、英語による留学生教育プログラムを開始した。そして、このコースには文部科学省の国費外国人留学生として5名の枠が特別に配置され、アジア法整備支援事業のカウンターパートナーである学術協定校の教員及び学生を対象として、法学研究科が独自に選考して留学生を受け入れることになった⁷。

また、1990年代半ば以降、日本政府は、従来の政府開発援助としての物的支援に加えて、「知的支援」を課題として掲げ、ベトナム、カンボジアなどアジアの体制移行諸国に対する法整備支援を開始し、法学研究科は、法制度整備等知的支援分野に関するJICA長期研修員制度、2000年に開始された「留学生支援無償事業による人材育成奨学計画（JDS）」による留学生についても受入れを行うために、従来の高度専門人養成コースに留学生特別選抜枠を設置して、留学生特別コースと同様に英語による教育プログラムを開始した。JICA関連の奨学金が対象とする留学生は、主として官僚及び裁判官等の法律実務家である⁸。

2004年には、「博士前期課程・後期課程 総合法政専攻国際法政特別コース」が設置され、留学生特別コースとJICA関連留学生の受入れのためのコースを統合すると同時に、文部科学省による特別枠を増員して、博士課程枠（2名）が新たに認められた。また、各国で日本語による日本法教育を行うための日本法教育研究センターを設置するに伴って、修了生を受け入れるために文部科学省の受入れ枠の増員（修士課程2名、博士課程1名）が行われ、その結果、文部科学省奨学金による受入れ枠は、従来のものと合わせて、修士課程7名、博士課程3名となった⁹。

文部科学省留学生とJICA関連留学生は、奨学金の制度が異なるものの、基本的には、英語による授業履修を通して、法及び政治制度を欧米諸国から導入してきた日本の経験、並びに市場経済化に伴って必要とされる基礎的な法概念を学び、それぞれの出身国の法整備に必要

⁶ 名古屋大学大学院法学研究科による留学生の受入れの経緯及び制度の概要、留学生との意見交換については、奥田沙織「特集 留学生とアジア法整備支援」名古屋大学アジア法制情報交流センター『CALE NEWS』No. 3, 2001年, pp. 4-13. を参照のこと。

⁷ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』, 2004年, pp. 107-109., 名古屋大学大学院法学研究科「留学生特別コース開設—第1期生を受け入れ—」名古屋大学大学院法学研究科『法学部ニュース』No. 5, 1999年, p. 1.

⁸ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』, 2004年, pp. 107-109.

⁹ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（2003年10月～2008年3月）』, 2009年, p. 65. 日本法教育研究センターは、2005年にウズベキスタン・タシケント国立法科大学, 2006年にモンゴル国立大学, 2007年にベトナム・ハノイ法科大学, 2008年にカンボジア・王立法経大学に設置されたが、ラオスには設置されていない。

な知識及び能力を身につけることが期待されている¹⁰。留学期間は、文部科学省奨学金の場合は2年間であり、JICA関連留学生は2年6か月である。そのうち、入学後の6か月は、名古屋大学留学生センターにおいて日本語研修が行われている¹¹。

修了生は、派遣元である各国司法関係機関及び対象国の法律関係の大学・研究機関に復帰して行政官又は裁判官として法整備等の実務に直接従事し、又は大学・研究機関において、法学、政治学に関する人材育成に携わっている。また、帰国後に、名古屋大学大学院法学研究科との間で共同研究を行い、又は研究科と法整備支援対象国をつなぐコンタクトポイントとしての役割を果たしている¹²。2008年5月の時点において、英語コースの修了生だけで100名近くが帰国し、又は第三国で勤務している¹³。

1-3. ラオス人留学生の受入れ

次に、ラオスとの交流についてみると、名古屋大学大学院法学研究科は、アジア諸国の大学及び研究機関との学術交流協定を拡大し、ラオスとの間でも2001年4月に、当時ラオス国内において唯一法学部を有していたラオス国立大学との間で学術交流協定を締結した。留学生特別コースでは、1999年10月にラオス国立大学法政治学部の教員1名が入学して以降、ラオス国立大学法政治学部の教員を対象として受入れが行われている¹⁴。

JICA関連留学生では、長期研修員制度による留学生は、1999年10月にビエンチャン市人民裁判所裁判官1名の受入れが行われ、2008年10月以降にラオス国立大学法政治学部から2名が受け入れられた。JDSによる留学生は、2000年に国家計画委員会（現在の計画投資省）の職員1名、国会の職員1名の計2名が入学して以降、継続的に受入れが行われている。

名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人受入れ実績について、(表1)、(表2)をみると、ラオス人留学生は、ラオス国立大学法政治学部、中部法科大学の教員¹⁵、並びに、国会、司法省、裁判所、検察庁、治安省などの司法関係機関の実務家から幅広く受け入れられてき

¹⁰ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 109.

¹¹ 日本語研修は、日常生活に必要な日本語の運用能力を習得し、さらに、専門研究の指導を受けるために必要な日本語の基礎を学ぶことを目的としている。名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 115.

¹² 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 110.

¹³ 奥田沙織「国際法政10月入学コース（旧留学生特別コース）開設10周年を前に」名古屋大学大学院法学研究科『名古屋大学法学部ニュース』No. 31，2008年，p. 9.

¹⁴ ラオスについては、学術協定校であるラオス国立大学法政治学部の教員を対象としており、学生からの受入れは行っていない。その理由は、1999年においてラオス国立大学法政治学部の教員はほとんどが学士号を取得しているのみで修士号を取得している教員が少なかったため、学生よりも教員の専門知識及び能力の向上を優先する必要があったためである。ラオス国立大学法政治学部長とのインタビュー（2009年3月）に基づく。ラオス国立大学法政治学部での法学教育の概要については、瀬戸裕之「ラオスにおける法学教育」『ICD NEWS』第4号，2002年，pp. 34-61.，瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会，2009年，pp. 286，287.を参照のこと。

¹⁵ 司法省に附属する法科大学は、全国に3か所設置されている。北部法科大学はルアンパバーン、中部法科大学はビエンチャン、南部法科大学はサワンナケートに置かれている。瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会，2009年，p. 286.

たことがうかがえる。これまで、大学の法学部を卒業したばかりの新卒の学生は、留学に送られてこなかった。また、企業からの受入れは1名のみであり、ほとんどが公務員であることも特徴である。これらの特徴の背景として、これまでラオスでは、司法省、裁判所及び大学において、十分な法律の知識を有した職員・教員が少なく、これら実務家及び教員の能力向上が早急の課題であったこと、並びにラオスの民間企業、又はラオスに投資する民間の外国企業の数も少なく、また、英語ができる職員が少なかったことが背景にあると考えられる。

(表1) 名古屋大学大学院法学研究科のラオス人留学生の受入れ実績 (2009年7月)

出身機関	在学者数	卒業生数
ラオス国立大学法政治学部	修士：4名	修士：6名
国会	0名	修士：1名
司法省	0名	修士：5名
中部法科大学	修士：1名	0名
最高人民裁判所	博士：1名	修士：2名 (1名は、名古屋大学大学院法学研究科博士課程へ進学)
南部高等裁判所	修士：1名	0名
ビエンチャン市人民裁判所	0名	修士：1名
最高人民検察庁	修士：1名	0名
治安省	0名	修士：3名
計画投資省	0名	修士：1名
その他 (State Security Enterprise)	0名	修士：1名
合計	修士：6名，博士：1名	修士：20名

(筆者作成)

(表2) ラオス人留学生の受入れ実績 (2009年7月：奨学金別)

奨学金の種類	修士課程	博士課程
文科省奨学金	在学者：2名，卒業生：6名	0名
JDS	在学者：2名，卒業生：13名	
JICA長期研修員	在学者：3名，卒業生：1名	在学者：1名

(筆者作成)

1-4. ラオス人留学生の卒業後の状況

次に、ラオス人留学生が名古屋大学での教育を終えた後の進路について、(表3)をみると、これまでの実績から、文科省奨学金留学生、JDS留学生、JICA長期研修員留学生のいずれの場合においても、ラオスに帰国して元の機関で勤務を行っていることがうかがえる。その理

由として、ラオス人留学生は現職の公務員、教員から留学生を選抜しているために、帰国後も元の職場に復帰できることが大きな理由であると考える。

留学生を名古屋大学に送っているラオスの対象機関におけるインタビュー調査では¹⁶、名古屋大学での留学生に対する教育について高い評価が得られた。例えば、ラオス司法省では、チャルーン・イーアパーオファー司法大臣とのインタビューの中で、「…名古屋大学出身の留学生は大変に有能であり、…名古屋大学の卒業生は、規則正しく人格的にも優れ、優秀な人材となって帰国してきております。…」との評価が得られた。また、卒業生については、1名が副官房長兼大臣秘書、もう1名が法律宣伝普及局の課長に就任し、将来、さらに昇進することを期待している、との回答があり、卒業後に帰国した留学生に対する高い期待が感じられた。

ラオス国立大学においては、カムソーン・スリニャセーン法政治学部長とのインタビューの中で、「…学部の中でも、名古屋大学の卒業生には、重要な職務を与えています。…そのため、名古屋大学の卒業生が、多くの知識と経験を、本学での職務に活用しているものと評価しております。…」との回答があり、卒業生のうち2名が卒業後に副学部長に就任し、その他の教員も課長、副課長レベルの職務に採用されている、との回答であった。

また、治安省では¹⁷、ソムケーオ・シーラーヴォン政治総局長とのインタビューの中で、名古屋大学の卒業生に対する期待は非常に大きく、卒業生のうち1名は国際関係局次長、1名は国際警察局長など重要な職務を遂行している、との回答があり、「…帰国後の職員は、2つの点で非常に良いと思います。1つ目は、非常に多くの知識を身につけて帰国しているという点です。その知識は、我々が期待していた知識です。また、それを実務の中で精力的に活かそうとしています。2つ目は、人格的に良くなって帰国していると思います。特に、職務に責任を持つようになって帰ってきています。…」との評価が得られた。

(表3) ラオス人留学生の卒業後の進路状況 (2009年7月)

帰国して元の機関で勤務	17名
他の機関に転職	2名 (State Security Service Enterpriseから弁護士会へ転職：1名、ラオス国立大学法政治学部からラオス銀行へ転職：1名)
博士課程に進学	1名 (名古屋大学大学院法学研究科)

(筆者作成)

以上から、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れは、各奨学金の目的である、ラオスの法整備に必要な知識及び能力を身に付けた人材を育成する、という目的を達成していると評価できる。

¹⁶ 2009年3月に、文部科学省科学研究費により、名古屋大学大学院法学研究科の奥田沙織・留学生担当講師、小川晶露・総合法政専攻非常勤講師と筆者が、ラオス司法省、ラオス国立大学法政治学部、治安省において行った、名古屋大学卒業生に関するインタビュー調査に基づく。

¹⁷ 治安省は、警察組織を統括する省庁である。

2. ラオス法整備支援ワークショップの経緯及び実施体制

2-1. ラオス法整備支援ワークショップの開始の経緯

次に、CALEとICDとの共催によって行われてきたラオス法整備支援ワークショップの経緯について述べることにしたい。ラオス法整備支援ワークショップが行われたきっかけは、2008年5月13日に、ICDの森永太郎教官がCALEセンター長の鮎京正訓教授（現在、名古屋大学大学院法学研究科長）を訪問し、共同でのワークショップの開催を提案したことを契機としている。森永教官は、2003年から行われた第1回目のラオス法整備支援が、2007年12月に終了してしまい、インドシナ地域においてラオスだけがJICAによる法整備支援が行われていない状況を憂慮し、ラオスに対する支援を早期に再開する準備を始める必要があると考えていた。そのため、ラオス人留学生を多く受け入れている名古屋大学大学院法学研究科と協力し、ラオス人留学生と協議を行ってラオスの法整備の問題点及び解決策を分析し、JICAに対して提案することを企画した。鮎京CALEセンター長も森永教官の提案に賛同し、「ICD-CALEラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションワークショップ」が定期的に開催されることになった。

森永教官が名古屋大学を訪問する前日の5月12日に、ラオスの法整備の課題と支援を行うべき点を森永教官に提案するために、名古屋大学大学院法学研究科に在学するラオス人留学生が話し合いを行った¹⁸。当初、留学生の間では、ワークショップの意図に疑いを持ち、自らの所属機関に関する情報を提供することに抵抗を感じる学生も存在した。また、提供した情報について責任を問われることを心配する意見もあった。しかし、留学生であったBounkhouang氏（現在、最高人民裁判所裁判官研修所長）が、日本側への情報提供を心配する必要はなく、日本の法務省及び名古屋大学は、ラオスに対する法整備支援が早期に再開されることを望んでいるのであり、むしろ積極的に参加して協力すべきではないか、と留学生に訴えた。そのため、留学生たちは、ワークショップの中では学生の立場で参加し、自らの所属機関を代表して発言するわけではない点について、主催者側のCALE及びICDから合意を得た上で参加することになった。

当初は、ワークショップに参加することを不安に思っていた学生たちも、その後、ワークショップへの参加を重ねるごとに緊張が無くなり、むしろ積極的に情報を提供し、ICDの教官及び大学の教員との間で活発な意見交換を行うようになっていった。

¹⁸ 学生からの提案は、（1）法整備については、ラオスの法律の規定が詳細ではなく、各法律間で内容が矛盾しており、さらに、法律を解説する文書がないことが問題として挙げられていた。法律の普及宣伝については、法令集が中央レベルの国家機関にしか普及されていないこと、各機関の法令情報が整理されておらず、投資に必要な法令及び規則が各省庁において別々に管理され、アクセスが困難である点を指摘していた。

（2）司法関係機関については、訴訟手続に関する規則が十分に整備されておらず、裁判所において事件の処理が滞り、裁判を長引かせる原因になっていること、類似の事件であっても裁判所によって異なった判決を下しており、統一されていないことが指摘された。（3）法学教育については、学内で学士号を取得した卒業生が大学で教員として教えており、知識と経験を有しているのは、司法関係機関から招へいされた客員教員のみである点、また教員が教育活動に追われて自分で研究する時間がない、という問題点が指摘された。瀬戸裕之「ラオス法整備支援の提案」（2008年5月13日）。

2-2. ワークショップ実施の意義

森永教官が作成した「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」によれば、ワークショップ実施の意義は、「…ラオスは、基本法制の整備とその運用体制の構築及び法適用に携わる人材の育成が遅れており、東南アジア地域の中で、法整備の必要性が大きい国の一つであることは疑いなく、我が国としても早期に法整備支援を再開すべき国である…」、そのため「…近い将来、仮にラオスに対する総合的な法整備支援を再開することとなったときに、時期を失せず速やかに支援を実行に移すには、実施を担当することが想定される国内機関は相当程度の準備をしておく…」ことである。

また、ワークショップの実施は、ICDにとっては、「…これまでJICAによる開発途上国への法整備支援に深いかかわりを有しているものの、一国の法・司法制度の全体的な質の向上を目指した総合的な法整備支援プランを自ら構築したことはない。しかし、今後ICDが我が国の法整備支援活動の主力機関として活動していくためには、…積極的にJICAほかの機関に働きかけて法整備支援活動を展開していくべきであり、そのためには、自ら具体的な法整備支援の企画立案をする能力を向上させる必要がある…」という効果が期待されていた。

一方、名古屋大学及び留学生にとっては、「…複数のラオス法律関係者（裁判官、司法省職員、大学法学部講師など）が長期留学している。その中には、過去のJICAによる法整備支援活動にカウンターパートの一員としてかかわりを持った法律関係者もいることから、…これらラオス法律関係者の参加を得て、近い将来実施されるべきラオス法整備支援の企画立案のシミュレーションを行うことは、ICD及びCALEの法整備支援企画能力の向上という面からも、また、帰国後自国において法整備活動・法教育の改善に携わるであろうラオス法律関係者の知見・ノウハウのかん養という面からも極めて有意義である…」という効果が期待されていた¹⁹。

2-3. ワークショップの目的・実施方法

ワークショップの具体的な目的は2つあり、1) 法整備支援プロジェクト案件形成に関するノウハウを研究すること、2) ラオスに対する法整備支援再開に向けた提言をまとめること、である。実施主体は、CALEとICDであり、JICAはオブザーバーとして参加することになった。目標・効果は、1) ICD及びCALEに開発途上国に対する総合的な法整備支援企画立案のノウハウが蓄積する、2) ラオス法整備支援企画のモデルができることにより、現実にラオス法整備支援を実施する際の企画を効率的に行うことができるようになる、3) ワークショップの成果がラオス側参加者によりラオス国内に伝わることにより、ラオスが我が国に法整備支援の具体的な要請をする際、要請に説得力が備わる、4) 現在JICAが法整備支援を含めたプロジェクトについて採用している「PCM手法」が、今後も妥当性を維持しうるか、あるいは、何らかの修正が必要かを検討する機会となる、ことである。

実施方法は、1か月に1回ないし3か月に2回程度の頻度で1回3～4時間程度、課題に

¹⁹ 森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」（2008年8月25日）。

ついて討議を行うことであり、会場は、ICD及びCALEにおいて交互に開催されることになった。また、各会合に当たっては、あらかじめ法整備の分野（法令整備、司法改革、法教育改善など）とその担当者を決め、それぞれについて課題討議のたたき台となるペーパーを当該分野の担当者に作らせ、これを各メンバーに配布し、メンバーはそれぞれこれを検討した上で会合に臨み、討議を行うことになった²⁰。

2-4. ワーキング・グループ構成

2008年9月に設立した時点での法整備支援ワークショップのワーキング・グループの構成員は、次のとおりである²¹。また、各回のワークショップには、JICAからもオブザーバー参加が行われた²²。

(1) 名古屋大学²³

- ①鮎京正訓（CALEセンター長）
- ②瀬戸裕之（名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程）
- ③Bounkhouang Thavisack（法学研究科留学生：ラオス最高人民裁判所裁判官）
- ④Khampou Thirakul（法学研究科留学生：ラオス司法省法制局職員）
- ⑤Vanhnakone Chanthapanya（法学研究科留学生：ラオス司法省組織局職員）
- ⑥Khampha Vangdouangnapha（法学研究科留学生：ラオス国立大学法政治学部教員）
- ⑦Somdeth Keovongsack（法学研究科留学生：ラオス国立大学法政治学部教員）
- ⑧傘谷祐之（名古屋大学大学院法学研究科博士課程：記録担当）

(2) 法務総合研究所国際協力部²⁴

- ①森永太郎（法務総合研究所国際協力部教官）
- ②渡部洋子（法務総合研究所国際協力部教官）
- ③福岡美由紀（法務総合研究所国際協力部専門官）

上記のラオス人留学生は、2010年7月時点において全員が名古屋大学を修了して帰国しているが、そのうち、Bounkhouang Thavisack、Somdeth Keovongsackは、2010年7月に開始されるJICAラオス法整備支援のワーキング・グループのメンバーに参加している²⁵。

3. ワークショップ各回での意見交換の概要

CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトは、2008年9月から2010年2月の間に、合計9

²⁰ 森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」（2008年8月25日）。

²¹ 敬称略。役職は当時のものである。

²² JICAからオブザーバーとして、佐藤直史国際協力専門員、公共政策部ガバナンスグループ法・司法課から竹内麻衣子専門員、清水麻緒専門員が交代で参加された。

²³ 2008年11月に開催された第2回会合からは、ラオス人留学生2名が新たに追加された。

²⁴ 2009年3月に開催された第5回会合以降は、ICDから赤根智子部長が参加され、2009年5月に開催された第6回会合以降は、福岡専門官に代わって瀬井宏之専門官が参加された。

²⁵ 「ラオス法律人材育成強化プロジェクト ワーキンググループ名簿」（2009年10月22日）に基づく。

回開催された。そのため、各回における意見交換の概要を述べることにする。

3-1. ワークショップ第1回会合（2008年9月22日：法務総合研究所国際協力部）

初めて開催された第1回会合は、法務総合研究所国際協力部の稲葉一生部長（当時）があいさつをされた後に、森永教官からワークショップを開催する趣旨について説明が行われた²⁶。

はじめに、ラオス第1グループ（メンバー：Khampou Thirakul, Vanhnakone Chanthapanya）による、「ラオスにおける法律の発展及び普及・宣伝」について報告が行われた。Khampouの報告は、ラオスの法案の起草過程で起きている問題として、1）主管官庁が起草を行う際の情報収集・資料収集が不十分、2）各主管官庁が起草を行うときに形式がバラバラで、統一性がない、3）草案を担当する部局の職員の数・能力が欠けている、ことを指摘した。そして、解決策として、起草に関するマニュアルを作ることを提案した。Vanhnakoneの報告では、ラオスの法律の普及・宣伝の実情が報告され、問題として、1）法律の普及・宣伝を担当する職員の不足、2）地方の人々が法律を理解できていない、3）法令の配布が行き届いていない、ことを指摘した。そして、解決策として、1）法律の普及宣伝の担当職員に対する研修、2）村長及び副村長に対する法律の研修、3）村の大衆組織への法律の普及、4）村への法令の提供、が提案された。報告に対する日本側参加者のコメントは、一般の人たちよりも法律専門家に対する法律の普及が行われることが重要であることが指摘され、ラオス側参加者からは、法律の理解がバラバラで、法律に関する解説書が不足していることが問題であることが指摘された。

次に、ラオス第2グループ（メンバー：Bounkhouang Thavisack）による、「ラオスにおける法律実施機関の発展」について報告が行われた。Bounkhouangの報告では、1）裁判所に提訴される訴訟件数が近年増加している、2）郡レベルの裁判所において裁判官が不足している、3）裁判所の中で事件の処理が滞っている、4）各裁判部での事件の処理の手続が明確に定められていない、5）裁判所が下した判決が正確に執行されていない、という問題点を指摘し、原因として、実務のマニュアルが十分に作成されていない、事件の処理手続が多すぎる、訴訟当事者が事件関係書類を閲覧することが制限されている、弁護士が不足している、ことを指摘した。そして、解決策として、1）司法関係機関の職員のための業務マニュアルの作成、2）司法関係機関の職員に対する研修、3）裁判所の判決の公開、4）裁判所内の事件処理の手続の見直し、5）弁護士の増員、6）司法関係職員の採用のための統一試験の実施、を提案した。

3-2. ワークショップ第2回会合（2008年11月26日：名古屋大学CALE）

第2回会合では、鮎京正訓CALEセンター長（当時）があいさつをされた後に、ラオス第3グループ（メンバー：Khampha Vangdouangnapha, Somdeth Keovongsack）による、「ラオ

²⁶ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第1回会合（2008年9月22日開催）議事録」に基づく。

スにおける法律分野の人材育成」について報告が行われた²⁷。Somdethの報告では、ラオスの法学教育について、法学教育のレベルが低く、学生の質が悪いという問題を指摘し、その原因として、1) 大学の教員の質が低い、2) 法学教育のカリキュラムが現状の必要性に適合していない、3) 教育環境が整っていない、ことを挙げた。また教員の質が低い原因として、1) 修士以上の学歴を持った教員が少なく、2) 大学の教員が一般事務も兼任し、3) 1人の教員が多くの科目を担当しているためであると指摘した。授業方法については、学生数が多いためにほとんどが講義形式で、教員が一方向的に説明し、学生が書き取るだけになっている点を挙げ、教育環境については、教科書及び研究書が不足している点を指摘した。

Khamphaによる報告では、一般的な法学教育を受けた後の研修に関する問題について報告が行われ、1) 法学部を卒業した学生は、実務を担当する前に、司法分野に関する一般的な研修を受けずに各機関にそのまま配属される、2) 統一的な司法試験が存在しないために、各機関の裁量で採用が行われ、成績の悪い学生が採用されることがある、3) 各機関に採用された新しい職員に対する研修がなく、各機関の中で先輩が後輩に教える形で研修を行っている、と指摘した。そして、改善案として、1) 司法関係機関及び大学法学部の教員の法律的知識を向上させる、2) 図書館を改善する、3) 教科書及び学術論文を整備する、4) 修士課程の設置に対する支援、を挙げた。

意見交換では、ラオス側参加者から、ラオスの司法関係機関で統一した司法研修所の設置が検討されたが実施されなかったことが説明され、また、同じ科目について各大学、各研修所の教育内容が統一されていない点が問題である、という意見が出された。

3-3. ワークショップ第3回会合（2008年12月26日：法務総合研究所国際協力部）

第3回会合では、はじめに「ラオスにおける法律の起草及び宣伝・普及」の報告に対する問題点の抽出と意見交換が行われた²⁸。以前の報告の中でラオス側から出された、起草する法律に関連する資料の収集及び検討が幅広く詳細に行われていない、という問題点について意見交換を行い、ラオス側参加者から、国会が各省庁及び各機関から送られてきた計画を総括して立法5か年計画を策定する時には問題はなく、立法計画が示された後に各省庁の中で起草委員会が組織され、起草作業を行う時に十分な調査及び研究を行っていない点が問題であることが指摘された。また、起草作業にかかる時間が短いために、実際にどのような問題が生じているかについて十分に調べることなく起草してしまい、そのことが法律を施行できない問題につながっていることが指摘された。与えられた時間が短い理由として、1) 憲法などの改正に伴った法改正であるときは、関連する裁判所法、訴訟法も改正されなければならない、時間が短かった、2) 資料収集のための予算が付かない、3) 起草担当官が問題をよく把握していない、ことが挙げられた。また、起草作業における大学教員の参加については、

²⁷ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第2回会合（2008年11月26日開催）議事録」に基づく。

²⁸ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第3回会合（2008年12月26日開催）議事録」に基づく。

余り行われていないことが説明され、その理由として、大学の教員の役割として教育が強調され、研究が余り行われていないことが挙げられた。

次に、以前に行われた「ラオスにおける法律実施機関の発展」の報告に関する意見交換が行われ、裁判の遅延（裁判所において訴訟事件の処理が滞っている）の問題が取り上げられた。ラオス側参加者からは、遅延の問題は、訴訟当事者が協力しないなどの外部要因と、裁判所の中での事件処理の遅れ、書類の管理の不十分、証拠の扱いが捜査機関と裁判所で異なる、などの内部要因があることが指摘された。また、遅延の原因として、民事訴訟手続にも検察官が参加し、法廷を開く前に検察官に事件に関する書類が送られるために、検察官の審査に時間がかかって遅延につながるという問題点、並びに社会の紛争の増加には、人々の法律への理解不足があり、法律普及・宣伝の問題とも関係しているのではないかと、との意見があった。日本側参加者からは、優秀な弁護士が不足していることも要因ではないかと、との指摘があった。

3-4. ワークショップ第4回会合（2009年2月25日：名古屋大学大学院法学研究科）

第4回会合では、森永教官から、1月下旬から2月初めにかけてラオスで行われたJICAの現地調査の結果について報告が行われた²⁹。現地調査は、1）ラオス司法省から日本政府に要望があった北部・中部・南部の法科大学に対する支援の有効性、2）法科大学以外のニーズ及びラオス法整備支援を検討するための資料収集、を目的としていたが、調査の結果、法科大学の問題だけでなく、ラオスでは、法制度を作って運用していくための基本的なノウハウ、その基になる基本的な法理論又は法律学が未発達であり、自国法の研究がなされていないという問題が明らかになったことを説明した。また、原因として、1）大学の教員が十分に研究を行えない、2）ラオス法に関する資料が少ない、3）実務と理論がかい離しており、実務が理論に裏付けされていない、という問題を指摘した。渡部教官からは、1）ラオスの司法関係機関の間での連携、ラオス国立大学と各法科大学との連携が今後も重要であること、2）司法改革には、司法関係機関のみならず、政府及び国民が共通意識を持ち、協力することが大事であることを指摘した。ラオス側参加者からも、法律の起源、実施、条約との適合性に関する研究は重要であり、実務家が大学で客員講師として教える場合に、彼らの経験が法理論に適合しない場合の危険性が指摘され、さらに司法省及び裁判所などの研修所でも自国の法の研究が行われていない問題が挙げられた。

次に、以前に行われた「ラオスにおける法律分野の人材育成」の報告に関する意見交換が行われた。その中でラオス側参加者から、ラオスの教員の知識・能力の問題について、ラオスの教員は公務員として一般事務も行わなければならない、研究する時間がない問題が挙げられ、また、カリキュラムの問題として、講義形式による授業が多すぎるために教員と学生の間で意見を交換する機会が少ない点が指摘された。

²⁹ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第4回会合（2009年2月25日開催）議事録」に基づく。

3-5. ワークショップ第5回会合（2009年3月30日：法務総合研究所国際協力部）

第5回会合では、前回に続いて「ラオスにおける法律分野の人材育成」に関する意見交換が行われた³⁰。はじめに、大学の教員が一般事務を兼任しているという問題について話し合われ、ラオス側参加者から、司法省では専門職と一般事務職の分離が行われるようになってきており、最高人民裁判所に属する裁判官研修所、最高人民検察庁に属する検察官研修所では、現職の裁判官及び検察官が教官を担当し、実務に若干の理論を加えて教えている状況が説明された。また、ラオス側参加者から、教員の側にも研究を行わなければならないという意識が不足しているという問題点が挙げられ、ラオス社会の中でも大学は教育を行う場所であると理解され、研究機関という認識は少ない、という点が指摘された。

次に、一人の教員が多くの科目を担当しているという問題について意見交換が行われ、ラオスの法学部でどの科目がどの学年で教えられているか、という点について説明が行われた。また、ラオス国立大学法政治学部のカリキュラムに定められている科目について、日本の大学（名古屋大学、京都大学）との比較が行われ、ラオスでは、日本の大学に比べて取得しなければならない単位数が多く、法律の重要性にかかわらず条文の数で時間数・単位数が決まっており、憲法などの基礎法と法医学などの専門分野の法律が同じように教えられている点が明らかになった。その理由として、ラオス側参加者から、法律の普及・宣伝のために学生はすべての法律を学ぶべきである、という考えがあることが挙げられた。日本側参加者からは、日本とラオスの間での法律を学ぶことに対する大学の考えが全く異なっており、日本では、憲法、民法、刑法を通じて、技術ばかりではなく近代的な法原理を学生に伝えることが重視されていることが説明された。

3-6. ワークショップ第6回会合（2009年5月11日：名古屋大学CALE）

第6回会合からは、これまで司会を担当してきた森永教官に代わって、7月から新しい法整備支援プロジェクトの長期専門家として派遣される予定である渡部教官が司会を担当し、前回に続いて「ラオスにおける法律分野の人材育成」に関する質疑応答が行われた³¹。特に、民法、民事訴訟法に関する大学での授業について意見交換が行われた。はじめに、ラオス側参加者から、ラオス国立大学法政治学部では、民法の総則を2年次、契約法及び不法行為法、家族法、財産法を3年次、民法各論（契約各論）を4年次、民事訴訟法を5年次で学ぶことが説明された。

授業で用いられる教科書については、スウェーデン国際開発協力庁（以下、Sida）が印刷代及び執筆料を支援し、学内の教員及び学外の法律家が執筆した教科書があることが説明された。また、授業において教員が事例を用いて説明することもあるが、教科書では、法律の条文に従って説明するのが主流であり、法律家の間で法律の解釈及び理解について見解が分

³⁰ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第5回会合（2009年3月30日開催）議事録」に基づく。

³¹ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第6回会合（2009年5月11日開催）議事録」に基づく。

かれている場合でも、教科書に載せて公開することはしていないことが説明された。日本側参加者から複数の意見を教科書に載せる重要性について指摘があったが、ラオス側参加者からは、現在の教科書は初めて作成された教科書であるため、どのような見解があるかについて執筆者が十分に研究する余裕がなかった。そのため、今後、改訂していく時にできるだけ複数で執筆することが検討されている、との回答が出された。

授業方法については、日本側参加者から、授業で先生が学説を紹介し、学生に意見を求めて議論することが行われているか、という質問が出されたが、ラオス側からは、Sidaの支援によって教授法の研修が行われ、民法総則、民法各論、家族法などの授業の中で事例を取り上げ、グループ学習などの方法が行われているとの回答があった。

3-7. Sidaラオス法学教育支援ワークショップ（ワークショップ第7回会合）

名古屋大学CALEは、2009年6月22日に、ラオス国立大学法政治学部副学部長のヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ氏、Sida法整備支援専門家のエリック・ハッグヴィスト氏を招へいして、“Lessons from Sida’s Project for Strengthening Legal Education in Lao PDR”をCALEフォーラムにおいて開催した。このワークショップは、これまでCALEとICDの間で行われてきたラオス法整備支援ワークショップの第7回会合として行われた³²。

Sidaは、1992年から1996年までは、司法省、ビエンチャン法律学校（ラオス国立大学法政治学部の前身）及び弁護士会を支援し、1996年から2000年には、ビエンチャン市人民裁判所をモデルとして、裁判手続改善のための支援を行ってきた。そして、2000年以降は、スウェーデンのウメオ大学との協定に基づいて教員を専門家として派遣し、2000年から2003年までは、教員の英語研修、海外研修及び図書館整備を支援し、2003年から2008年11月までは、大学教育方法の改善及び大学事務の向上のための支援を行ってきた経緯がある³³。JICAによる新しい日本のラオス法整備支援は、ラオスの法実務機関及び法学教育機関と合同で法律基本書を作成する計画であり、Sidaの経験を参考にしたいという考えがあった。

ワークショップでは、鮎京正訓CALEセンター長が開会のあいさつを行った後に、ヴィエンヴィライ副学部長が、「ラオスの法学教育の発展」について講演を行い、学部内の教員の質の問題、特に教員が研究を行う時間がないという困難について説明した。次に、ハッグヴィスト氏が「Sida法学教育支援プロジェクトの経験」について講演し、プロジェクトの支援によって、教員の教授法の向上、教科書の作成において成果をあげることができたが、学部の方針により学生数が大幅に増加していることが教育改善に悪影響を与えている、という問題点を指摘した。また、意見交換では、Sida側参加者と日本側参加者の間で、ラオスでは法律の解釈・解説のための研究が必要であり、既出版した教科書の内容の向上を行うべきであるという点で共通認識が得られた。また、Sidaの支援が2009年10月に終了し、その後に国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）が、Sidaが行っていた支援枠組みを引継ぐことになるとの

³² 瀬戸裕之「Sidaラオス法学教育支援ワークショップの開催」『名古屋大学法学部ニュース』No. 34（2009年8月5日）、名古屋大学大学院法学研究科、p. 10.

³³ 瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、p. 287, 288.

説明については、今後もUNICRIと日本の法整備支援プロジェクトの間で協力関係が必要であるという点で合意が得られた。

3-8. ワークショップ第8回会合：午前の部（2009年11月24日：名古屋大学CALE）

第8回会合以降は、2010年3月にラオスにおいてJICAが主催して刑事訴訟法と民事訴訟法に関するワークショップを開催する予定であったため³⁴、刑事訴訟法、民事訴訟法に関する情報収集と、現地ワークショップで使う予定である設例を用いた意見交換が行われた。午前の民事訴訟法に関するワークショップには、これまでの参加者に加えて出口雅久教授（立命館大学法学部教授・副学部長）、酒井一教授（名古屋大学大学院法学研究科教授）が新たに参加した³⁵。

はじめに、日本側参加者から、ラオスの民事訴訟法がどの国の法律を参考にして制定されたかについて質問が出された。ラオス側参加者からは、3つの起源があり、1）フランスの植民地時代にフランスの法制度の影響を受けている、2）1975年以降に旧ソ連に留学生を送ったために、社会主義法の影響を受けている、3）ラオスの慣習を取り入れている、との回答があった。特に、伝統的に村の中での紛争解決は、村の長老が話し合って解決され、現在でも民事訴訟では、必ず村レベルでの調停を経なければならないとの説明であった。さらに、日本側参加者から民事訴訟における検察官の役割について質問が出され、ラオス側参加者から、社会主義法の影響で検察官が民事訴訟にも参加する制度になっており、検察官は、裁判所の訴訟過程を監督するために、裁判所に提出された事件簿を裁判所での手続前に検査することになっている、との説明がなされた。

次に、ICDの渡部教官が作成した事例（AとBの金銭消費貸借契約をめぐる事例）に基づいて、ラオスの民事訴訟手続についての意見交換を行った。日本側からは、1）裁判所に提訴する前に調停を行わなければならないか、2）Bの保証人Cに対して直接に訴えを提起できるか、について質問があり、ラオス側参加者から、調停は、郡司法課に属する村レベル紛争調停委員会による調停を経る場合と、商事紛争の時に司法省に属する経済紛争解決センターでの調停を経る場合があり、裁判所に提訴されてからも裁判官による調停、法廷における調停を試みた後に裁判を行う、との説明であった。また、保証人に対する訴えの提起は、AがBを訴えて請求が実現されない場合にのみCに対する訴えを提起し、Bに支払い能力がない場合は、BとCの両方を被告として訴えの提起が行われる、との説明であった。

3-9. ワークショップ第8回会合（午後の部）（2009年11月24日：名古屋大学CALE）

ワークショップ第8回午後の部では、従来の参加者に加えて、加藤克佳教授（愛知大学法

³⁴ JICA主催により、2010年3月11日に刑事訴訟法に関するワークショップ、3月12日に民事訴訟法に関するワークショップがラオスにおいて開催された。

³⁵ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合（2009年11月24日開催）（午前）議事録」に基づく。

学部・法科大学院教授)が新たに参加されて、刑事訴訟法に関する意見交換が行われた³⁶。

はじめに2004年に改正されたラオス刑事訴訟法の沿革について質問が出され、民事訴訟法についても、フランス法、社会主義法及びラオスの慣習が起源となっており、例えば、フランスからは審級制度、旧ソ連からは犯罪の構成要件、ラオスの慣習からは家族法分野について影響を受けているとの説明がされた。また、ラオスの法制度は混合型であり、コモンローか大陸法系かについては意見が分かれていること、ラオスの法律を研究する困難として起草当時の資料が保管されていないという事情が説明された。

次に、渡部教官が作成した事例(Aが受けた強盗事件の事例)に基づいて、ラオスの刑事訴訟法について意見交換を行った。特に、日本側から、1)犯罪についての捜査がどのようにして開始されるか、2)事件の捜査を担当する機関、について質問が行われた。ラオス側参加者の回答は、ラオスには、警察、憲兵、森林警察、関税警察という4つの捜査機関が存在し、検察官は、捜査方法を決定し、被疑者に対する処置について捜査機関を指揮する、という説明であった。また、捜査の開始に際しては、捜査機関の長又は検察官による捜査開始命令が発令されるが、その前に、警察官が被害者からの事情聴取及び資料収集を行って、それを検察官に報告しなければならないとの説明であった。それに対して、日本側参加者からは、ラオスで行われている捜査開始命令の前の被疑者の周辺調査及び事情聴取は、日本では捜査に該当することが指摘された。

3-10. ワークショップ第9回会合：午前の部（2010年2月16日：法務総合研究所ICD）

第9回会合においても、前回と同様に、午前の部と午後の部に分けて行われ、午前の民事訴訟法に関するワークショップでは、前回に続いて酒井一教授が参加したほか、新たに名津井吉裕准教授（大阪大学大学院高等司法研究科准教授）が参加した³⁷。

はじめに、日本側参加者から、第8回ワークショップで用いた事例での訴状の記載事項について質問が行われた。ラオス側参加者の回答では、ラオスの訴状では、当事者の権利（相手方に対する債権など）について記載せず、権利を裁判所に訴えて認めてもらう必要がない、との説明であった。また、債務の返済などの給付請求の場合と失踪の確認などの請求では、実務において手続が異なり、確認請求の場合には、口頭弁論を行わずに裁判官中心で真実究明のみを行う、との説明であった。

次に、日本側参加者から、訴状において、訴えの理由のところでは元本に加えて利息についても約束をしていた事を記載しているが、請求では元本の返済のみを請求している場合に、裁判所は利息の返済まで判決が出せるか、との質問が出された。それに対して、ラオス側参加者から、民事訴訟においては、裁判所は原告からの請求に従ってのみ判決を下すことができる原則になっており、裁判所は元本の返済についてのみ判決を下す、との回答であった。

³⁶ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合（2009年11月24日開催）（午後）議事録」に基づく。

³⁷ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合（2010年2月16日開催）（午前）議事録」に基づく。

また原告の主張とは異なった合理的な証拠が被告から提出された場合には、裁判所は原告の請求を棄却する判決を下す、との回答であった。

3-11. ワークショップ第9回会合：午後の部（2010年2月16日：法務総合研究所ICD）

ワークショップ第9回午後の部では、前回のワークショップから参加された加藤先生に加えて、新たに洲見光男教授（同志社大学法学部・大学院法学研究科教授）が参加されて、刑事訴訟法に関する意見交換が行われた³⁸。

はじめに、前回のワークショップで用いた事例に基づいて、事件後の捜査機関の手続について質疑応答が行われた。日本側参加者から、捜査開始命令発給前の調査での事情聴取について質問が出され、ラオス側参加者から、被害者からの事情聴取では本人から署名を得た調書を作成し、この供述調書は法廷の中でも証拠として用いることができるとの説明がされた。また、日本側参加者から現場検証の手続について、現場検証において家宅捜索まで行えるか、という質問が出され、それに対してラオス側参加者からは、現場検証と捜索は全く異なり、現場検証は、事件が発生した場所で写真を撮り、状況を絵に描くことが主な目的であるのに対し、捜索は、家の中に麻薬などが隠されていることが疑わしいときに、家屋に入って証拠物になりそうなものを調べることであり、検察官からの捜索令状がなければ行うことができないことになっている、との説明であった。

次に、日本側参加者から、捜査官が捜索令状を得ることなく被疑者の家屋に侵入して違法物（コカイン）を押収した場合に、押収物を裁判所で用いる証拠として採用できるか、という質問が出され、それに対してラオス側参加者からは2つの見解があり、1）家主のいないときに捜査官が侵入して押収した場合は、だれが持ち込んだかについて証明できないために証拠物と採用できないが、家主が拒否しているにも関わらずに強引に押し入って押収した場合は、記録に家主が署名する、又は署名を拒否した場合でも署名を拒否した理由を明記することにより証拠物として採用できる、という見解と、2）捜索令状及び証人がなく行われた捜索は市民の権利を侵害した捜索であり、押収物についても証拠物として採用できない、とする見解が提示された。

4. おわりに

以上、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れと、CALEとICDが共催したラオス法整備支援ワークショップについて活動と成果の概要を述べた。その結果、名古屋大学法学研究科によるラオス人留学生の受入れと、ラオス法整備支援ワークショップについて次のように評価できると考える。

はじめに、名古屋大学法学研究科によるラオス人留学生の受入れは、ラオスにおける法律分野の人材育成に対して貢献しているといえる。その理由として、第1に、ラオスからの留学生は、主に司法関係機関の実務家及び法学教育機関の教員が学びに来ているため、留学生

³⁸ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合（2010年2月16日開催）（午後）議事録」に基づく。

が帰国後に、日本で習得した知識及び経験を実務の中で活用する機会がある。

第2に、ラオス人留学生たちは、日本での教育が修了した後にラオスに帰国し、ほとんどが元の機関に戻って勤務している。留学生の送り手である司法関係機関も、日本での留学の成果を高く評価しており、留学生の帰国後に、彼らに機関の中での重要な職務を与えている。そのため、名古屋大学への留学は、司法関係機関からの人材育成の期待に応えることができ、ラオス側機関からも期待が高いといえる。

次に、CALE-ICDワークショップについては、3つの点で、成果を上げることができたと考えられる。第1に、ラオスなどの外国の法制度を理解するためには多くの情報が必要になるが、留学生が提供した情報は、ラオスでの法整備支援プロジェクト形成調査、現地セミナーを行うために参考となる情報を事前に提供し、日本の大学教員及び法律専門家が、現地の法整備について問題となる点を予測し、情報を事前に整理するために役立ったといえる。

第2に、ワークショップにおいては、法整備支援に参加する予定の大学教員、長期専門家として派遣される予定の法律家が参加しており、現地セミナーで用いる予定の事例を用いて、留学生に実施してみることによって現地セミナーの予行練習を行い、並びに大学教員、派遣予定の教官が、ラオス人とともに活動を行う経験を持つことができたといえる。

第3に、当初は参加を心配していた留学生たちが、後に積極的に参加し、情報を提供するようになった理由として、ワークショップが日本側の役に立つだけでなく、留学生たちにとっても、日本の大学の教員及び法律専門家との間で自国法に関する意見交換を行うことで、日本法、ラオス法に関するより深い知識を得る機会になったことがあると考える。

第4に、ワークショップに参加していた留学生のうち、何名かは、卒業後に新しいラオス法整備支援のワーキング・グループに参加している。そのため、ワークショップを行う中で形成された日本人専門家とラオス人留学生の間での共通認識及び信頼関係を、現地でのプロジェクト実施の中でも継続して活用できると期待できる。

以上に述べた名古屋大学とICDによる法整備支援ワークショップの経験から、日本国内で学ぶラオス人留学生と日本国内の教員及び法律専門家との間でのワークショップを実施することによって、日本の法律家がラオスに関する多くの情報を得ると同時に、ラオス人留学生が帰国後に法整備支援プロジェクトに参加し活動する、効果的なネットワークを形成することが可能であるといえる。そのため、今後も留学生と日本の法律家・教員との間でのワークショップの開催について、有効な方法を検討することが必要であると考えられる。

参考文献

奥田沙織「特集 留学生とアジア法整備支援」名古屋大学アジア法制情報交流センター『CALE NEWS』No. 3, 2001年, 4-13.

奥田沙織「国際法政10月入学コース（旧留学生特別コース）開設10周年を前に」名古屋大学大学院法学研究科『名古屋大学法学部ニュース』No. 31, 2008年, 9, 10.

瀬戸裕之「ラオスにおける法学教育」『ICD NEWS』第4号, 2002年, 34-61.

瀬戸裕之「ラオス法整備支援の提案」(2008年5月13日)。

瀬戸裕之「Sidaラオス法学教育支援ワークショップの開催」『名古屋大学法学部ニュース』No. 34 (2009年8月5日), 10.

瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会, 2009年, 267-293.

名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』(報告書), 1998年.

名古屋大学大学院法学研究科「留学生特別コース開設—第1期生を受け入れ—」名古屋大学大学院法学研究科『法学部ニュース』No. 5, 1999年.

名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況 (2003年10月～2008年3月)』, 2009年.

森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」(2008年8月25日)。

その他の資料

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト ワーキンググループ名簿」(2009年10月22日)。

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第1回会合(2008年9月22日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第2回会合(2008年11月26日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第3回会合(2008年12月26日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第4回会合(2009年2月25日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第5回会合(2009年3月30日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第6回会合(2009年5月11日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合(2009年11月24日開催)(午前)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合(2009年11月24日開催)(午後)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合(2010年2月16日開催)(午前)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合(2010年2月16日開催)(午後)議事録」